

千葉県
ホームレス自立支援計画
(令和6年度改定版)

一人ひとりの関わり合いを大切に

千葉県
令和7年3月

《 目 次 》

1	千葉県としてのホームレス支援の考え方	1
2	千葉県におけるホームレス問題の現状と課題	3
3	千葉県内の市町村への提案・本計画の役割と期間	6
4	ホームレス一人ひとりの希望実現に向けて	
	[4-1 ホームレスの状況に応じた個別施策の展開]	
	○ステップ0 緊急援助支援	7
	○ステップ1 状況の把握・相談（ファースト・アセスメント）	9
	○ステップ2 関係性の構築	12
	○ステップ3 コーディネート（総合自立支援：セカンド・アセスメント）	14
	○ステップ4 住まいの場の確保	16
	○ステップ5 就労の支援・逆転の発想	20
	[4-2 ホームレス対策の横断的施策の展開]	
	○チャレンジ1 推進体制の確立	23
	○チャレンジ2 健康の確保	25
	○チャレンジ3 安全対策	27
	○チャレンジ4 県民等への啓発	29
	○チャレンジ5 ホームレスの人権擁護	31
5	新たなホームレスを生み出さないために	34
6	計画内容の評価・見直し	36
7	結び ～ホームレス対策に携わる方々へ～	38

[参考]

千葉県ホームレス自立支援計画のイメージ	40
千葉県におけるホームレスの現状	41
千葉県内の無料低額診療事業者一覧（令和6年11月現在）	50
千葉県内市町村のホームレス支援事業担当部（局）課一覧	51
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	53
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	56
千葉県ホームレス自立支援推進会議構成団体	74
千葉県ホームレス自立支援計画の見直しに係る経過	75

1 千葉県としてのホームレス支援の考え方

(1) 千葉県のホームレス支援は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」、「生活困窮者自立支援法」等を踏まえつつ、現に千葉県内で路上（野宿）生活をしている者に加え、様々な事情により不安定な居住の状況にあるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を対象に、市町村がホームレス支援に取り組む場合に、ホームレス一人ひとりの状況（ステップ・段階）に応じて、最も適切（効果的・効率的）な支援が可能となるよう、

- ①ホームレス支援の全体像を明らかにする。
- ②ホームレス一人ひとりの状況（段階）に応じて支援すべき内容について対策の流れ（ステップ）を構築する。
- ③すべてのホームレス等に対して支援すべき内容について、横断的な施策展開（チャレンジ）として提示する。

といった3つの柱を立て、支援の効果が具現化する計画とします。

<キーワード>

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

平成14年制定。ホームレスの自立の支援や、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国などの責務を明らかにし、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得るため、必要な施策を講じてホームレス問題の解決に資する法律。

この法律に基づき、国は平成15年、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、令和5年にこの基本方針の見直しを行いました。

「生活困窮者自立支援法」

平成25年制定、平成27年4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、ホームレスを含む生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じることとされています。また、令和6年に法改正が行われ、居住支援の強化等が図られました。

(2) 計画期間は基本方針を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(3) この計画は、ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレス一人ひとりの路上（野宿）生活からの脱却と生活の安定を目標

とし、夢と希望の実現を願い、ホームレスの生活の安定に伴う脱ホームレス化により、結果的（付随的）にホームレス数の減少を達成するものとします。

- （４）この計画では、ホームレスに対して福祉サービスを提供するだけの行政に依存した自立ではなく、ホームレス自身が計画に掲げた施策を活用し、自立して再び社会に参加するとともに、ホームレスであった者が地域社会に参画できる存在となることを目指します。
- （５）なお、ここでいう「自立」とは、ホームレス又はホームレスであった人一人ひとりの社会的・経済的・精神的な「自立」を意味し、健康で文化的な生活が安定的に持続できることが重要です。そのために、社会資源として、生活保護法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法や生活困窮者自立支援法などを積極的に活用します。

[ポイント]

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、単に各種支援の列挙ではなく、ホームレス支援のステップ（流れ）を踏まえた支援の全体像を明確に示し、市町村がホームレス一人ひとりの状況に応じた効果的・効率的な対策を実施することを支援する計画とします。

千葉県のホームレス支援は、ホームレスの数的な減少そのものを直接的な目標とするのではなく、ホームレス一人ひとりの路上（野宿）生活からの脱却と生活の安定を目標とし、夢と希望の実現を願い、数の減少は結果付随的な目標と考えます。

2 千葉県におけるホームレス問題の現状と課題

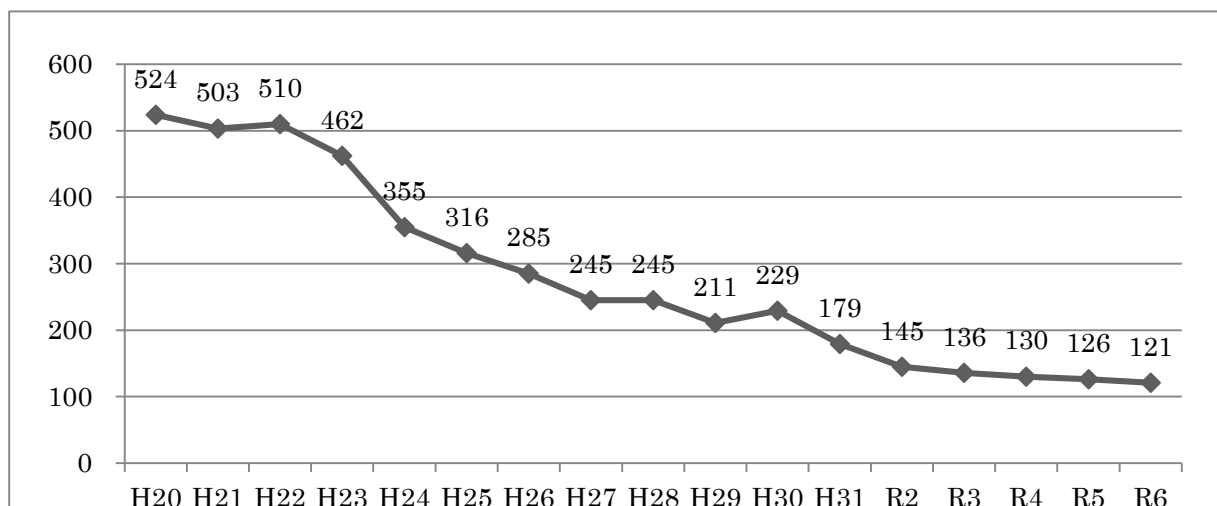
(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は、ホームレスの定義を「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」としています。実際には、本計画の「ステップ0」から「ステップ5」までのさまざまな段階の方が考えられます。

このうち、「ステップ0」からのスタートが必要となるホームレスは、平成15年の本計画作成直前の調査において668人（全国で25,296人）であり、全国の都道府県別で8番目に多い結果になっていましたが、令和6年の調査においては121人（全国で2,820人※）で全国の都道府県別では5番目に多く、葛南地域を中心とする都市部に集中しています。 ※能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県を除いた数値

また、ホームレス数は、平成15年の調査と比較すると減少していますが、近年、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が進行しています。一方で、ニートやひきこもり、インターネットカフェ等を転々とする者や刑務所出所者など支援がなければ路上生活に陥るおそれがある要支援者の存在が顕在化してきています。また、住まいを失うおそれがある人の中には、若者や女性もみられます。これらの者についても、個別の状況に応じて、必要な支援を検討することとします。

このほか、県内には、アパートなどに居住して行政や民間による自立支援を受けている者、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業である無料低額宿泊事業の施設（社会福祉住居施設）の利用者、入院により居住地のない者などもあります。これらの者についても、ステップ1からステップ5までの段階に応じて、必要な支援を検討することとします。

図1：千葉県におけるホームレス数



＜キーワード＞

「無料低額宿泊事業」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業の一つ。

生計困難者のために、無料又は低額で宿泊事業を提供します。事業者についての制限はなく、都道府県知事（政令指定都市・中核市にあっては、市長）に届出を提出することと定められています。

平成30年の社会福祉法の改正により、厚生労働省が最低基準を定め、これを元に都道府県、政令指定都市、中核市は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することとされています。

「社会福祉住居施設」

平成30年の社会福祉法の改正により、社会福祉住居施設に関する規定が新たに設けられ、令和2年度から、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を經營しようとするときは、都道府県等が定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に沿って、事業開始前に届け出が必要となります。

- (2) 令和3年に行われた「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（千葉市及び市川市の計25人が対象）によると、県内のホームレスの平均年齢は65.9歳でした。また、92.3%が「路上（野宿）生活の場所が一定の場所に決まっている」と回答し、そのうち公園が41.7%、河川敷が16.7%となっています。月額収入について回答を得た者が4人で、5万円以上10万円未満の者が2人、10万円以上の者が2人となっています。
- (3) 一部の地域では行政と民間との協働によるホームレスの自立支援が積極的に行われていますが、全県的には低調気味で、社会福祉協議会など既存の団体以外には、ホームレス自立支援の団体がごく少数しかありません。今後、行政とともに自立支援に携わるホームレス関係職員及びボランティアを育成するため、既存の民間支援団体、研究者、職能団体を講師として招き、ノウハウを伝えていきます。
- (4) 平成24年に市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等による「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設け、情報交換等を行っています。今後も定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の確認、情報交換等を行っています。

＜キーワード＞

「千葉県ホームレス自立支援推進会議」

ホームレスに関する問題について、主に社会福祉分野において連携して取り組むため、県、市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等により、平成24年11月に設置。委員は、千葉市、市川市、学識経験者、千葉県社会福祉協議会、千葉県民生委員児童委員協議会、千葉県社会福祉士会、千葉労働局、中核地域生活支援センター連絡協議会、ホームレスの自立支援を行っている団体及び千葉県居住支援協議会等（令和5年11月時点）。

[ポイント]

令和6年の調査では、千葉県で確認されたホームレスは121人で全国の都道府県別で5番目に多い結果となりました。121人の県内の分布としては、葛南地域を中心とする都市部に集中しています。

千葉県では、一部の地域で民間と行政の協働によるホームレスの自立支援が行われているものの、全県的な取組としては低調です。また、自立支援のための施設そのものが少なく、自立支援サービスの選択肢が少ないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、今後ホームレス一人ひとりの自立支援を進めていくには、まずホームレスと支援者（行政・民間）との間に信頼関係を構築していく必要があります。

3 千葉県内の市町村への提案・本計画の役割と期間

- (1) 千葉県内のホームレス数は、市町村によって大きな差があります。特に多数のホームレスが確認された市町村においては、本計画を参考とし、具体的なアクションプランとなるホームレス支援の計画をまとめて施策を展開していくことが期待されますが、ホームレスが少ない地域においては、健康福祉センター圏域を単位とするなど、事業の実施主体や実施方法等について協議していきます。
- (2) ホームレス支援は、行政のみで完結するものではなく、地域のNPO等の団体、企業、自治体組織と連携を図って取り組んでいくことが重要です。市町村が実施するホームレス支援においても、当事者(本計画のステップ0からステップ5までの各段階の者をいいます。以下同じ。)を含めた民間と行政の協働によるホームレス支援が重要です。
- (3) 今後は、ホームレス支援事業を既に実施している市町村を牽引役として、県が当該市町村に支援を行いながら、その成果を他の市町村に普及していく方策を検討することとします。

[ポイント]

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、千葉県としてのホームレス支援の考え方を取りまとめるとともに、市町村による実施が期待されるホームレス支援を提案するものです。ホームレスがいる市町村においては、本計画を参考にしながら、各市町村の状況に応じた実施計画を策定することが期待されます。

本計画は、計画期間を令和10年度までとして、計画の達成状況、国の動向その他のホームレス支援を取り巻く状況の変化を踏まえ、実情に応じて計画の見直しを図るものとします。

[4－1 ホームレスの状況に応じた個別施策の展開]

4 ステップ0（ゼロ）－緊急援助支援

（1）短期的な取組み

①突然の病気・けがに困っているホームレス等への対応

普段は周囲からの社会的サポートを必要としていない（求めている）ホームレスであっても、突然の病気・けが等により、生命や健康に重大な危険が発生する場合があります。またこのような緊急事態は周囲との関係性が構築されていない場合には対応が手遅れとなる危険性を有しています。したがって、普段からホームレスの状況を把握するための行政・民間支援団体・ホームレス自身に加え、鉄道会社等の企業、地域の自治会などがネットワークを構築し、これらの緊急事態の探知を容易にすることが必要です。

また、これらの者が医療機関に緊急搬送された場合に備え、医療機関等との連絡体制を整えるとともに、必要に応じて生活保護法による医療扶助の適用が受けられるようにします。また、早急に状況を把握した上で、医療機関退院後の生活支援を視野に入れた検討を行う必要があります。

②居所が緊急に必要な者への対応

健康状態が医療機関に入院するまでの必要性（重症度）がないとしても、居所が緊急に必要な場合があります。このようなホームレスに対する一時避難的な居所の提供という観点から、県と市が連携した広域的な取組を含む居住支援事業の「シェルター事業」の活用や、市における事業実施の促進、良質な無料低額宿泊事業を行う施設等への一時的避難を検討することとします。

加えて、配偶者等からの暴力により、本来の居所からの避難を余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、一時的な居住場所の確保や相談支援等必要な支援を行います。

<キーワード>

居住支援事業の「シェルター事業」

住居のない生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、一定期間宿泊場所の供与や衣食の供与等を行います。自立相談支援事業と緊密に連携して実施することにより、入居中に、課題の評価・分析を実施し、就労支援につなげる等の効果的な支援を目指します。（令和7年4月から一時生活支援事業を居住支援事業に改称。）

<キーワード>

「配偶者暴力相談支援センター」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき、被害者からの相談、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保、自立のための支援などの業務を行います。令和6年11月現在、県内には20か所あります。

（2）中長期的な取組み

緊急援助に至らないための予防策

市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等で組織する「ホームレス自立推進会議」等で、健康に特に留意すべき者の恒常的把握に努めます。

市町村の保健・福祉部局、社会福祉協議会等は、持病等により医師の診察を受ける必要があると判断したホームレスに、無料低額診療施設を紹介します。

また、無料低額診療施設がホームレスの診療に対応するよう働きかけを行います。

<キーワード>

「無料低額診療施設」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業である、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う施設。令和6年11月現在、県内には24施設あります。

[ポイント]

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している者がいると考えられ、これらの者は、突然の病気の発症等により、それまでホームレス自身が社会的サポートを必要ないと考えていたとしても、生命と健康の確保の見地から、行政と民間の協働による緊急避難的な支援が必要となる場合があります。

この緊急援助支援は、ホームレスの状況に応じたステップに位置付けられるものではなく、全てのホームレスを対象にして、いつ何時の対応が必要か不明のものであり、本計画ではステップ0（ゼロ）と位置付けました。

（１）短期的な取組み

①巡回相談による状況の把握・相談

個々のホームレスの状況を把握するためには、相談体制を確立することが重要ですが、相談窓口を設置したとしても、相談場所が分からない、相談場所に行くことができない等の理由により、ホームレス自らが最初から相談に来る可能性は低いと考えられます。このため、ホームレスの起居する場所へ赴いて相談にあたる自立相談支援事業の一環としての巡回相談事業を千葉県内のホームレス支援の最重要事業と位置付け、この巡回相談事業を管内のホームレスの状況把握の出発点とすることとします。

また、県は巡回相談事業を県内各地に普及させるため生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や「千葉県ホームレス自立支援推進会議」の中で事業の実施を強く働きかけると共に研修等を行うことでノウハウを伝え、未実施の自治体にも事業の拡充を図ります。

②「街かどスポット相談」による状況の把握・相談

巡回相談事業を実施することと併せて、公園や河川敷等の複数のホームレスが起居している場所において、必要に応じて「街かどスポット相談」（巡回相談事業の一環として、日時をあらかじめ決めて開催）を実施し、巡回相談に続く相談体制とするよう生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を通じて事業の実施を働きかけます。

③相談窓口による状況の把握・相談

ホームレスのみならず、生活や仕事に悩みを抱えている生活困窮者に対しても、自立相談支援機関による相談窓口を設置することで、地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じて支援します。

また、中核地域生活支援センターにおいて、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、24時間365日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域で高度専門性をもった寄り添い支援を行います。

④ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への相談機関の周知

基本方針では、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者について、「現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される」とされています。

現在、家や居場所を失うおそれのある人は、生活困窮者や高齢者、障害者のみならず、女性や若者、性的マイノリティなど多岐に渡ると考えられます。そのため、AIを活用した福祉相談チャット「いつでも福祉相談サポット」を設置し、福祉相談窓口が分からないといった相談ニーズを幅広くキャッチし、中核地域生活支援センターと連携するとともに、適切な支援先につなげることを目指します。

また、そのような方々にも支援が行き届くよう、SNS等で情報発信を行い、周知を図ります。

(2) 中長期的な取組み

生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や「千葉県ホームレス自立支援推進会議」等において、市町村等にホームレス支援に関する先進事例などを情報提供します。

[先進事例の情報提供]

これまで、ホームレス支援の経験・知見が少ない千葉県内の市町村においては、ホームレス支援をどのように進めていけばよいかを悩んでいる市町村もあると考えられます。そこで、巡回相談事業を出発点とするホームレス支援について、既に巡回相談事業を実施している県内市町村やNPO法人等民間団体と協力して研修を行うことで、巡回相談事業のノウハウを他の市町村に伝え、千葉県全体のホームレス支援を進めていくこととします。

[ポイント]

ホームレス支援を実際に進める場合には、当該市町村内のどこにホームレスがいるかを把握することが不可欠です。またホームレスには、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者、医療・福祉等の援助が必要な者や一般社会生活から逃避している者、社会生活への不適応や借金問題、アルコール依存症等個人的な要因も加わり、複雑な問題を抱えている者もいるなど、ホームレスになる要因も異なっているのが現状です。

したがって、当該市町村内におけるホームレスの状況を把握（ファースト・アセスメント）することがステップごとの支援の出発点です。

【目標】（県内市町村数54）

巡回相談事業実施市町村数	令和元年度 （策定時）	令和5年度 （現状値）	令和10年度 （目標値）
	5	8	10

（１）短期的な取組み

①巡回相談（継続）の第二の役割

自立相談支援事業の一環として実施する巡回相談の最初の目的は、地域に散在するホームレスの状況把握ですが、引き続いての役割として、状況の把握の継続とホームレスとの「関係性の構築」、すなわちホームレス一人ひとりと周囲の行政、民間支援団体等とのかかわりの醸成が挙げられます。

巡回相談を繰り返すことにより、本音の話ができるように信頼関係をつくり、ホームレス一人ひとりの生活状況や健康状況、悩みなどを聞き取り、必要な支援を関係機関につないでいくことが期待されます。

②「街かどスポット相談」の開催

公園、河川敷等のホームレスが多くいる場所に、必要に応じて定期的に「街かどスポット相談窓口」を設け、巡回相談で関係性の構築が始まった段階をフォローするよう努めます。

③恒常的な相談窓口の設置

自立相談支援事業の実施機関、中核地域生活支援センター、市町村の福祉部局等を窓口とし、来所した者の相談に応じるとともに、必要に応じて、関係機関と連携した対応を取ります。

④相談員の養成

相談窓口やホームレスが路上（野宿）生活する場所へ赴いて相談にあたる相談員は、ホームレス一人ひとりと関係性を構築するための重要なキーパーソンです。そのため、既に巡回相談事業を実施している千葉県内市町村やNPO法人等民間団体と協力してホームレスの相談に応じる相談員の養成・研修の実施を検討します。支援を望んでおらず、支援が行き届かない人への対応として、ホームレス支援団体等を通じて、巡回を行う者を対象にした研修等を行うことを検討します。

(2) 中長期的な取組み

ホームレス支援が必要な市町村が相談体制を確立し、ホームレスとの関係性の構築に努める必要があることから、継続して巡回相談事業等を実施することで関係性の構築を図ります。

[ポイント]

社会から孤立しがちなホームレスに対して、対話による接点（人とのつながり）が重要であり、個々の状況を把握し本人の意思を尊重しながら、ホームレス一人ひとりの状況に応じた支援をすることが必要です。

そのためには、ホームレス一人ひとりの信頼関係づくりをしていくことが重要です。千葉県の計画においては、この「関係性の構築」をキーワードに、各種施策を展開していくこととします。

(1) 短期的な取組み

①ホームレス一人ひとりの「自立支援計画」づくり

自立相談支援事業の実施機関等には、ホームレス一人ひとりの生活状況を把握し、信頼関係を深めていきながら、各々の状況や希望を踏まえた自立支援方法（ここでは「自立支援計画」という。）を検討し、可能なことから逐次進めることが期待されます。

「自立支援計画」の策定に当たっては、ホームレスとの連絡を密に図りながら進めることが重要であり、ホームレスの個々の事情に配慮した自立支援計画の策定を促進します。

②「自立支援計画」を進める上での留意点

「自立支援計画」づくりは、「支援」と同時に当事者自らの「自立計画」であるべきです。自立相談支援事業の実施機関、行政やNPO、ボランティアは、あくまでその「支援」に徹することが重要です。当事者本位の「自立計画」をつくり、その実現に向けて対等な立場で支援をしていくことが望ましいと考えられます。

また、単に住む場所さえ確保すれば自立が達成されるというものではありません。住まいを確保し、就労してからも、支援者や関係機関、知人や家族、地域社会などが継続して見守っていくことが大切です。

③推進体制づくり

ホームレスの多い市においては、自立相談支援事業の実施機関が、支援調整会議等を活用し、関係機関の協力を得ながら、自立支援計画づくり及びその実行に努めます。また、ホームレスの少ない地域においても、健康福祉センターを単位とするなど、市町村や関係機関が連携した取り組みを進めていきます。関係機関の例として、保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士、ホームレスの自立支援を実施するNPOやボランティア団体、当事者等が考えられます。

県は、平成24年に設置した「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を活用し、全県的な自立支援体制の構築を図ります。

また、第二のセーフティネット施策の推進については、千葉県生活保護

受給者等就労自立促進協議会等においても協議・検討を進めていきます。

(2) 中長期的な取組み

県及び市町村は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策、取組について情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行うものとします。

[ポイント]

ホームレス一人ひとりとサポート側の「関係性の構築」が進んだ場合には、次のステップ（段階）として、そのホームレスの希望を実現するために、サポート資源と本人の状況・希望をどのようにすり合わせていくかというコーディネート（総合自立支援）が重要となります。

この場合、自立相談支援事業の実施機関がホームレスの自立支援コーディネーターとしての役割を担い、「自立支援計画」を作成することが期待されますが、その他のNPO・ボランティア団体や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携・協力が必要です。

4 ステップ４－住まいの場の確保

（１）短期的な取組み

①自立支援のための住まいの場の確保

自立支援のための一時的な住まいとしては、居住支援事業の活用を促すとともに、単独市町村ではニーズが少ない圏域における居住支援事業の広域実施について検討します。また、無届の無料低額宿泊所に対して社会福祉住居施設の届出を促進するとともに、生活保護法の改正により創設された日常生活支援住居施設の認定を推進するなど、良質な住居施設の増加を図ります。なお、無料低額宿泊所については、引き続きその事業内容のチェックと適切な指導を行います。

地域居住支援事業については、これまでシェルター事業の実施が前提でしたが、制度運用の見直しにより令和５年１０月から単独での実施が可能となったため、居住支援事業を行っていない自治体にも実施を呼びかけ、活用の促進を図ります。

加えて、離職等により住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対しては、住居確保給付金、生活福祉資金（総合支援資金）の活用を検討します。

<キーワード>

「日常生活支援住居施設」

平成30年の生活保護法の一部改正により創設された、無料低額宿泊所（社会福祉住居施設）であって、単独での居住が困難な生活保護受給者に対して、必要な日常生活上の支援を提供する施設です。

居住支援事業の「地域居住支援事業」

平成30年度から予算事業として創設され、令和元年度から生活困窮者自立支援法の一部改正により法制度化（一時生活支援事業の拡充）された、地域に単身等で居住し、親族等の支援が見込めない「孤立した生活」を送る生活困窮者等に対し、住居の確保といった居住支援や訪問などによる見守り・生活支援等を行う事業です。

（補足）

地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうちシェルター事業の実施を前提としていましたが、令和5年10月から単独での実施を可能とする運用見直しが行われ、居住支援の強化が図られました。

また、ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、令和7年4月から一時生活支援事業が「居住支援事業」に改称されます。

居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業については、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施が努力義務となります。

「住居確保給付金」

離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給します。令和7年4月の法改正により、現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものに対し、転居先への家財の運搬費用や礼金など、初期費用として必要な最低限の経費を支給します。有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮させ、自立相談支援事業や就労支援事業との組み合わせによりさらなる効果を目指します。

②安定した住まいの確保

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）及び第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用した関係者間の連携を図った支援を検討します。

併せて、県営住宅や市町村営住宅等の単身者・高齢者入居制度に該当するホームレスに対しては、制度の活用を検討します。

また、ホームレスを含む低額所得者や生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅に関する情報の提供に努めます。

<キーワード>

「居住支援法人」

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもので、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や相談・見守りなど要配慮者への生活支援等を行います。

本県では、平成30年6月に初めて指定を行い、令和6年11月1日時点で、39団体を指定しています。

「居住支援協議会」

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図る目的で、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立する協議会です。本県では平成25年7月に居住支援協議会を設置し、関係者間による情報共有や支援方策の検討等を行っています。

③住まいの場における生活支援

路上（野宿）生活を送っている者が居宅生活等を希望する場合には、相談を受けた市町村は、状況把握に努め、適切に対応し、必要に応じて住まいの場の確保を含めた生活保護の適用を検討します。

公営住宅、民間賃貸住宅や無料低額宿泊所に入居した者に対しては、家計改善支援事業や日常生活自立支援事業の活用などにより、本人の人権に配慮しつつ、必要に応じて金銭管理や規則正しい生活を続けるための支援を行うとともに、ボランティアや社会福祉協議会、民生委員・児童委員の協力を受けて、近隣住民とともに生活のサポートに努めます。

（２）中長期的な取組み

民間賃貸住宅の利用の円滑化

ホームレスを含む低額所得者や生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数の増加を目指します。

また、この登録住宅の情報提供及び不動産関係団体や居住支援法人と連携したホームレスの入居に資する啓発活動を進めます。

さらに、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会等における民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた検討を行います。

[ポイント]

「住まいの場」を考える場合には、一時的な住まいの場（路上（野宿）生活から安定した生活への移行期）と恒久的な生活の場としての住まいの場を分け、各々の役割に応じた支援を構築することが重要です。住まいの場の確保は、ホームレス問題解決の重要な項目のひとつです。

就職や生活保護等の行政サービスを受けるにも、通常の場合は居住地が必要となることから、一時的な住まいの場等で自立に向けた支援を行い、安定した住まいの場の確保につなげていく必要があります。

【目標】（県内市町村数５４）

	令和元年度 (策定時)	令和５年度 (現状値)	令和１０年度 (目標値)
居住支援事業※実施市町村数	４	２３	２５
地域居住支援事業実施市町村数	０	０	２

※旧 一時生活支援事業

（１）短期的な取組み

①ホームレス一人ひとりの職業能力や意欲に応じた就労支援

ホームレスの自立に伴う就労が地域社会を支え、地域福祉の向上に資するという「逆転の発想」が重要です。

県は相談事業を通じて就労の意思があると確認したホームレスを、地域の有償ボランティア等として活用することを奨励します。

②就労のための環境づくり

市町村や民間団体は、その地域で必要とされている仕事の受注を行い、仕事を希望するホームレス等に紹介できるよう努めます。自立・自活を希望する者に対して、各種資格取得等の職業訓練やハローワークであっせんしている求職者支援訓練の利用を勧めます。

これらを行っていく前提として、市町村や民間団体は、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」等でハローワークや雇用関係部署と情報・意見交換等を行い、就労準備がある程度整った者に対しては、県の就労支援施設やハローワークに誘導します。

③就労の意欲が低い者、就労が困難な者への対応

就労の意欲が低い者に対しては、巡回相談を通じて、心身の健康を確認しつつ、今後の生活や生きる希望が持てるよう、支援に努めます。

また、就労に向けた準備を整えるため、就労準備支援事業や就労訓練事業を活用します。

高齢や傷病、障害のため就労が困難と思われる方々に対しては、巡回相談を通じて、良質な無料低額宿泊所等への誘導とともに、必要に応じて生活保護を活用していきます。また、障害者総合支援法や介護保険法の適用も視野に入れて支援することを検討します。

＜キーワード＞

「就労準備支援事業」

一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業で、6ヶ月から1年程度の期間、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援の3段階で、通所によるものや合宿によるもの等を想定しています。

「就労訓練事業」

社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を対象に、簡易な作業等の機会の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施します。事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みであり、税制優遇等を受けられる場合があります。

④本格的な就労のための支援

県及び市町村は、①、②、③の施策のみならず、本格的な就労を希望する者を支援するため、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」等で情報交換を行うなど、継続的な就労の道を探ります。

（２）中長期的な取組み

①求人に関する情報の収集・提供等

関係機関と連携しながら、継続して就業ニーズに応じた求人に関する情報の収集、提供を行います。

②雇用主の理解促進

雇用主をはじめ、広く一般県民の理解を促進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨等について周知・啓発を図ります。

③継続就労に向けた支援

ホームレスの継続就労等を目的として、ホームレスのピアサポーターについて検討します。

<キーワード>

「ピアサポーター」

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験した人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、その活動をする人をピアサポーターと言います。

④社会参加のための就労に対する支援

高齢者や障害をもつ者等について、社会参加を目的とした就労に対する支援を検討します。

[ポイント]

安定した生活を営むためには、一定の収入を確保することが必要です。ホームレス自らの意思による自立を基本として、個々のニーズや職業能力に応じた就労の支援が必要であり、雇用の確保が重要です。

この場合、行政・地域依存型の就労支援ではなく、ホームレスの社会参加が進むことにより、地域社会の活性化と地域福祉の達成が可能になるという「逆転の発想」をもって、就労の支援を進めることが重要です。

【目標】（県内市町村数54）

就労準備支援事業の実施市町村数	令和元年度 (策定時)	令和5年度 (現状値)	令和10年度 (目標値)
	30	47	54

[4－2 ホームレス対策の横断的施策の展開]

4 チャレンジ１－推進体制の確立

①県の役割

県は、本計画を策定するとともに、市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等からなる「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設置し、本計画の進捗状況の確認、情報交換、啓発活動の推進等を実施します。また、ホームレス問題に関する県民の理解と協力を得るよう努めます。

県は、広域的な観点から、各市町村が実施するホームレス支援が円滑に進むよう市町村間の調整、情報提供を行うとともに生活困窮者自立支援法による各種事業が実施されるよう積極的に働きかけていきます。また、町村部において就労準備支援事業等を実施します。さらに、ホームレスに対する適切な支援に向け、ガイドブックを作成します。

県は、必要に応じて国等関係機関との連絡調整を図るとともに、これらの機関から得られた情報等を市町村等に提供します。

県は、より有効なホームレス支援策の指針を打ち出すため、国の「ホームレスの実態に関する全国調査」に加えて、ホームレスが置かれている現状を把握するためのヒアリング等を実施します。

②市町村の役割

ホームレス問題は、各地域、各市町村の状況によって大きく異なっていることから、県が策定する本計画を参考にされ、各市町村の具体的なアクションプランとなる実施計画を策定するなど、地域の実状に応じた施策を展開することが期待されます。

また、市においては、ホームレス支援の円滑な実施のため生活困窮者自立支援法による各種事業を実施することが期待されます。

市町村は、保健・福祉部局、保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉士、当事者等が連携して取り組むため、既存の各種会議等を活用するなど、各市町村圏域における自立支援ネットワークづくりを進めることが期待されます。

③民間団体の役割

自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレス支援の重要な役割を担うものであり、引き続き活動を実践し、連携協力していくことが期待されます。

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体など自立支援に関係する団体は、自らの知識、人材等を活用してホームレス問題の解決に資する支援事業を実施することが期待されます。

フードバンクによる食糧提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が推進されるよう協力を呼びかけます。

[ポイント]

本計画を推進していくためには、市町村、県及び国の役割分担を明らかにした上で、民間団体との協働により、関係者が相互に緊密な連携・協力を図りながら、社会全体でホームレスに関する問題の解決を図っていく必要があります。

（１）短期的な取組み

①巡回・窓口での健康に関する相談や保健指導

市町村及び自立相談支援事業の実施機関は、巡回相談や窓口相談において、専門家による診断等が必要と判断されるときは、当該市町村の保健部局または保健所（健康福祉センター）に情報提供し、早期に健康相談・保健指導・心のケアを実施します。

また、自立相談支援事業の実施機関と市町村の保健部局や関係部署との連携により、健康相談・指導を行う体制を作ります。感染症や難病、精神疾患等専門的な検診や対応が必要な場合は保健所（健康福祉センター）との連携により支援します。

さらに、ホームレスの高齢化に対応するため、保健医療職及び介護担当部局との連携による適切な支援を行います。

②疾病に関する対応や健康指導

保健所（健康福祉センター）、市町村、医師会・歯科医師会等の連携により、疾病への対応を図ります。また、保健所（健康福祉センター）は、感染症法に基づき、医療機関から発生届があった際には、その感染症に応じて必要な調査や指導を実施します。

③病気・けが発生時の相談窓口の情報提供

ホームレスが病気になったときの相談場所や無料低額診療事業を行う医療機関等について事前に情報提供し、近くにいる仲間が連絡に行けるようにしておきます。

④医療を受けやすくするためのシステムづくり

医療を受ける必要があればいつでも受けられるように、生活保護法による対応の可能性や無料低額診療事業を行う医療機関等に関する情報を提供し、巡回相談等の際に助言します。

（２）中長期的な取組み

巡回または窓口で、健康に関する相談や保健指導に努めます。

また、無料低額診療事業を行う医療機関等に関する情報提供を行います。

[ポイント]

ホームレスの多くは、十分ではない生活環境の中で生活をしていることから、健康を害している等、健康に不安を抱えていると考えられます。

このため、支援の段階（ステップ）を問わず、常に健康状態の把握に留意することが必要であり、巡回・窓口による健康相談・保健指導の体制を整備するとともに、病気やけがの場合に速やかに医療機関で受診することができるよう、生活保護法に基づく対応の可能性や無料低額診療事業をはじめとする医療機関に関する情報提供等を行うこととします。

（１）短期的な取組み

①パトロール、巡回相談の際の安全確認等

パトロール活動などにより、ホームレスに対する事件・事故の防止や、地域住民の不安感の除去に努めます。

ホームレスに対する事件・事故、ホームレス同士による暴行事件、ホームレス自身の行動による地域住民等への不安や危害を与える事案が発生したときは、速やかな指導・取締りや警戒活動等による再発防止、ホームレス自身の安全や周辺住民の不安感の解消に努めます。

なお、福祉部局が巡回相談を行う際には、暴行や嫌がらせを受けた経験の有無などホームレスの安全確認を行うとともに、ホームレス同士やホームレスと周辺住民とのトラブル防止の注意喚起を行います。

②関係機関の連携による、事件・事故の予防等

市町村の福祉部局は地域の実情に応じて、都市公園等の施設に係る機関等との情報交換や合同の巡回指導、関係機関と連携して対応策を検討するなど、随時又は定期的に連絡調整を行い、連携して、ホームレスに対する事件・事故の予防や地域における生活環境の改善、住民の不安感の解消を図ります。

③適切な一時保護

緊急な保護が必要と認められる者については、関係法令に基づいて一時的に保護し、その都度、関係機関へ引き継ぐ等適切な一時保護を行います。なお、関係機関は円滑な連絡・引継ぎに努めます。

④ホームレスの人権や地域の安全確保等に関する啓発、情報提供

ホームレスに対する理解を深めてもらうとともに安全対策の一環として、町内会・自治会への回覧等を利用して、ホームレスの人権尊重、危害防止、事件・事故の情報提供の呼びかけを図ります。

(2) 中長期的な取組み

①セーフティネットへのホームレスの組み入れ

地域住民の安全対策にホームレスも組み入れるよう、関係機関に働きかけ、ホームレスが被害に巻き込まれないよう努めます。

②ホームレス自身と地域との融和

巡回相談等を通じて、ホームレスが路上（野宿）生活する場所周辺の片付け・清掃を行うなど、地域住民との融和に努めるよう助言します。

[ポイント]

ホームレス自身の安全を確保するとともに、地域住民の不安を解消するための取組が必要です。

（１）短期的な取組み

①地域住民の理解を得る・自ら考える活動の展開

地域福祉の推進組織である地域福祉フォーラム等において、地域の実状に応じたホームレス問題の検討や社会参加への支援等の検討をすることが期待されています。

町内会・自治会への回覧等により、地域住民にホームレスへの偏見をなくすよう呼びかけます。

民生委員・児童委員の研修や会議でホームレス問題を取り上げ、県民への啓発や、相談活動での支援をお願いするようにします。

県や市町村は、地域の指導的立場にある方や市民・学生・生徒向けに、ホームレス問題に取り組む識者や、ホームレス又はホームレスであった方による講演会を開催する機会を設けるとともに、講師の紹介など必要な情報の提供に努めます。

②各種団体への啓発

「千葉県ホームレス自立支援推進会議」の参加団体、その他の様々な団体や組織（企業、医療機関、商工団体、商店街、町内会・自治会等）への啓発活動を通じて、ホームレス問題への理解の浸透を図ります。特に、会社寮を持つ企業等に対して、ハローワーク等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、不動産関係者に対しては、ホームレスの受け入れの理解を得るために啓発を行います。

また、自立相談支援機関等と連携し、民間企業や各種団体向けにホームレス問題の啓発活動を実施します。

③関係機関への啓発

刑務所や拘置所等の関係機関に、刑務所出所者等向けの相談先のパンフレットなどを設置することなどを通じて、ホームレス問題の理解の促進を図ります。

(2) 中長期的な取組み

地域住民の理解を得る活動と「私にできるサポート」

ホームレスの多い地域の住民の会合でホームレス問題の話をさせてもらい、地域住民の理解の促進を図ります。

社会福祉協議会など地域の様々な団体が開催するイベント等を通じて、巡回相談や食糧支援、借間探しなど、「私にできるサポート」を行うボランティアの拡大、定着を図ります。

[ポイント]

ホームレスの問題をホームレス自身だけの問題と捉えるのではなく、身近な地域の問題として捉え、ホームレスの社会参加を目指していくことが重要です。そのため、地域住民のホームレス問題への理解が深まるような普及啓発を進めるとともに、ホームレスの人権擁護に向けた意識が高揚するように努めます。

4 チャレンジ5－ホームレスの人権擁護

(1) 短期的な取組み

①千葉県人権施策基本指針に基づく人権施策の推進

県が平成27年2月に改定した「千葉県人権施策基本指針」では、「ホームレスの人権」についての施策を次のように定めています。

- ・ 偏見・差別意識解消のための啓発の推進
- ・ 一人ひとりの状況・段階に応じた関係機関との連携

これらの施策を、この計画と併せて推進していきます。

②人権尊重の視点からの県民への啓発

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消して、広く人権意識の高揚が図られるよう、県民への啓発活動を行います。

③権利擁護事業の利用

認知症や知的障害、精神障害等をもつ方のうち、判断能力が不十分なものに対して、必要に応じて福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理の援助を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を図ります。

<キーワード>

「日常生活自立支援事業」

社会福祉法に基づき、認知症高齢者など判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続の援助や代行、金銭管理や財産の保管などの日常生活を支援する事業です。

「成年後見制度」

認知症や知的障害等により判断能力が不十分になった方が、財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の判断能力に応じて法律行為や財産管理等を支援する制度です。

④無料低額宿泊所利用者への支援の向上

無料低額宿泊所に関しては、過去において、「利用者の生活環境が劣悪なものが見られる」、「他の地域で十分な説明がないまま勧誘を受けてやって来た」などの問題点が指摘されたことがあります。

そのため、厚生労働省が宿泊事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドラインを設けてきたところですが、県ではガイドラインの見直しを行い、無料低額宿泊所における居室の面積基準の引き上げ等について改定を行いました。

このほか、本人の意思を踏まえた入所等、利用者の人権擁護と宿泊事業の適切な運営を目指して必要な指導や立入調査（監査指導等）を実施し、施設長研修会等の開催を進めていくこととします。また、居室使用料については、近隣の家賃または生活保護の住宅扶助の基準に基づくこととなりますが、平成27年7月に住宅扶助の見直しが行われ、面積が一定の基準以下の居室については上限額が減額されています。

また、令和6年10月の社会福祉法の改正により無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の規定を設けるとともに、届出違反の罰則が設けられました。これに伴い、県として市町村と連携のもと、無届事業者に対する届出勧奨を行うとともに、立入検査において施設の運営状況等を確認し、必要に応じて指導を行います。

<キーワード>

無料低額宿泊事業に関する「ガイドライン」及び社会福祉法の改正

厚生労働省は平成27年4月、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を改定し、県も次の事項を盛り込んだガイドラインの改定を行いました（平成27年12月改定）。

- ・ 無料低額宿泊所の届出がない施設についてもガイドラインの対象とすること
- ・ 居室の面積基準の引き上げ
- ・ 福祉サービス以外のサービスを提供する場合は費用、内容等を明らかにすること
- ・ 報告、検査を拒否した場合等に宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること

さらに、平成30年の社会福祉法の改正により、厚生労働省が最低基準を定め、これを元に都道府県、政令指定都市、中核市は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することとされました。この改正を受け、厚生労働省が令和元年8月に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」を定め、県では令和元年12月に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しました。

また、令和6年10月の社会福祉法の改正により、無届の疑いがある施設に係る、市町村から都道府県への通知の規定を設けるとともに、届出違反の罰則が設けられました。

(2) 中長期的な取組み

①県民に対する、ホームレスの人権擁護の啓発

ホームレスの人権について、県民の理解が深まるよう、人権関連行事における啓発資料の配布や人権啓発ビデオの貸出等を行います。

②関係者に対する啓発

無料低額宿泊事業等、ホームレスに関連の深い事業を行う事業者に対し、施設利用者の人権に配慮した生活指導を行うよう呼びかけます。

[ポイント]

日本国憲法をはじめとする現代立憲主義が要請する基本的人権の尊重は、人類普遍の原理といえます。このため、ホームレスはもとより住民にも配慮し、ホームレスの人権擁護が地域社会において実現されるような取組を推進します。

5 新たなホームレスを生み出さないために

（１）短期的な取組み

①地域福祉の推進

県では「第四次千葉県地域福祉支援計画」を令和５年９月に策定しましたが、市町村でも地域の実情に応じた地域福祉計画を策定することが期待されます。ホームレス問題を地域全体の問題ととらえて、地域福祉計画策定の過程でもホームレス問題を取り上げるなど、地域住民が一体となって新たなホームレスを造り出さない社会づくりを考えていくことが必要です。

<キーワード>

「地域福祉計画」、「地域福祉支援計画」

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図るため、市町村は「地域福祉計画」を、また、都道府県は市町村地域福祉計画の達成に資するために広域的な見地から「地域福祉支援計画」を、それぞれ策定することとされています。

②自立相談支援事業等による相談の早期利用

商業施設やインターネットカフェを転々とする者、刑務所出所者などを含めて生活困窮者は、事態が切迫するにつれて、対応の選択肢が少なくなることから、自立相談支援事業等による相談や民間が実施している相談を早期に利用するよう広報等で呼びかけます。

また、インターネットカフェ事業者等と連携し、相談機関の連絡先等を記載したカードやパンフレット等の設置を行います。

さらに、民生委員・児童委員活動の中で、生活困窮者等がホームレス化するおそれがあると思われる場合には、関係機関へ情報提供するなど、早めの対応を図ります。

所得の少ない世帯、生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯が離散し、ホームレスになることがないように、自立相談支援事業を活用し、可能な場合には生活保護による自立支援プログラムや生活福祉資金貸付制度、住居確保給付金などの利用を図ります。

なお、住居確保給付金や生活保護等の公的給付又は貸付を申請している場合で、その間の生活費が必要な場合は「臨時特例つなぎ資金」の活用を検討します。

＜キーワード＞

「生活福祉資金貸付制度」

失業等により日常生活全般に困難を抱えている者を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図ることを目的とした貸付制度です。社会福祉協議会とハローワークによる支援を受けながら、社会福祉協議会から、賃貸住宅入居時の敷金・礼金等のための資金や、生活を支援するための資金などの貸付を受ける総合支援資金や、緊急かつ一時的な生活費の不足に対応する緊急小口資金などがあります。

「臨時特例つなぎ資金」

離職者を支援するための公的給付（雇用保険の失業給付、職業訓練受講給付金、住居確保給付金、生活保護）又は公的貸付制度（総合支援資金）を申請している住居のない離職者に対し、給付または貸付けを受けるまでの間の生活費を貸し付ける制度です。

③退院した者への居宅生活支援

医療機関に入院していた元ホームレスが退院により再び路上（野宿）生活に戻ることがないように、本人の意思を尊重しつつ、居宅生活ができるよう支援を行います。

（2）中長期的な取組み

困ったときの相談について、回覧板や広報紙等で定期的に周知を図ります。

自立相談支援事業の実施機関がワンストップ的な窓口となり、必要に応じて、法律相談、就職相談など専門的な相談窓口の情報を提供します。

[ポイント]

雇用情勢の改善は進んでいるものの、様々な事情から失業を余儀なくされる方はおり、非正規労働の増加等、雇用をめぐる厳しい状況は続いています。また、消費者金融に手を出した結果、ホームレスとなってしまう者も少なくない状況です。

都市部では単身者世帯が増え、地域のつながりが希薄化している中、新たに発生する失業者や借金を負う者等がホームレスとならないようにする必要があります。

（１）県の取組みの評価

この計画が適切に推進され事業が成果を上げているか等の評価を行うことが大切であることから、民間と行政が一体となった「千葉県ホームレス自立支援推進会議」において、計画に掲げた支援事業の進捗状況や新たな問題への対応等について定期的に意見交換をすることとします。

（２）市町村の取組みの評価

市町村においても、民間支援団体や県・国と連携を取り合って、市町村計画の策定と実践が期待されます。また、市町村は、保健・福祉部局、保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉士、当事者等が連携して取り組むための既存の各種会議等を活用するなどにより、事業の状況や問題点の検討を行うことが期待されます。

（３）計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」で検討します。

（４）地域バランスの考慮

ホームレス支援の成熟度に地域間格差が大きくなると、地域によって、ホームレス一人ひとりの路上（野宿）生活からの脱却や生活の安定の実現に差異が生じかねません。各地域の実情を考慮しつつも地域間に差異が生じないよう施策の推進を検討する必要があります。

県は先進的な取組を行う市町村や事業を実施している民間支援団体を講師として、事業を通じて培った自立支援のノウハウや情報等を他の市町村に提供できるよう研修等の場を設けていきます。

[ポイント]

計画は、策定するためにあるものではなく、その後の実践のためにあるものです。したがって、計画策定後の県や市町村の取組状況の評価を定期的に行い、その結果に基づいて見直しをしていくことが不可欠です。

推進に当たっては、各地域内で関係機関が連携を取り合うとともに、支援の内容に大きな地域間格差が生じないように留意する必要があります。

7 結び ～ホームレス支援に携わる方々へ～

- (1) ホームレス問題は、福祉、健康、住居、就労、安全対策など、多方面にわたる問題であることから、行政機関にあっては、相互に連絡を取り合うとともに、民間の支援団体・ボランティアと補い合いながら、ホームレス一人ひとりの実情を踏まえた自立支援を進めていく必要があります。
- (2) ホームレスの自立支援を行うボランティアにあっては、地域内、また地域間の連携を図り、行政機関とともにネットワークを構築することが期待されます。これらの方々は、今後、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」など意見交換の場を設けたときは参加し、自立の成功例だけでなく、関係者にとって学ぶ点の多い「失敗例」も交換し合えるような、信頼感のある連携をめざしていきたいと考えています。
- (3) 無料低額宿泊事業者にあっては、社会福祉法の趣旨と無料低額宿泊所の本来の役割を理解するとともに、日常生活支援住居施設への移行に取り組み、利用者一人ひとりの人権に配慮し、彼らが再びホームレスにならないような自立支援を行うよう期待しています。また、事業の運営に当たって、財務状況の公開、行政や第三者機関の評価を受けるなど、良質な処遇、経営の更なる透明化など、質の向上に努められるよう望みます。
- (4) ホームレス問題は、現代社会のさまざまな問題点が重なり合っていることから、上述のとおり、関係行政機関や民間の支援団体等が連携し、ホームレス一人ひとりと信頼関係を築き、個々の事情に即したきめ細かな対応をする必要があります。

[ポイント]

行政機関やボランティアなど関係者が、地域の中で、また地域間で連携を図りつつ、ホームレスの自立支援に取り組む必要があります。

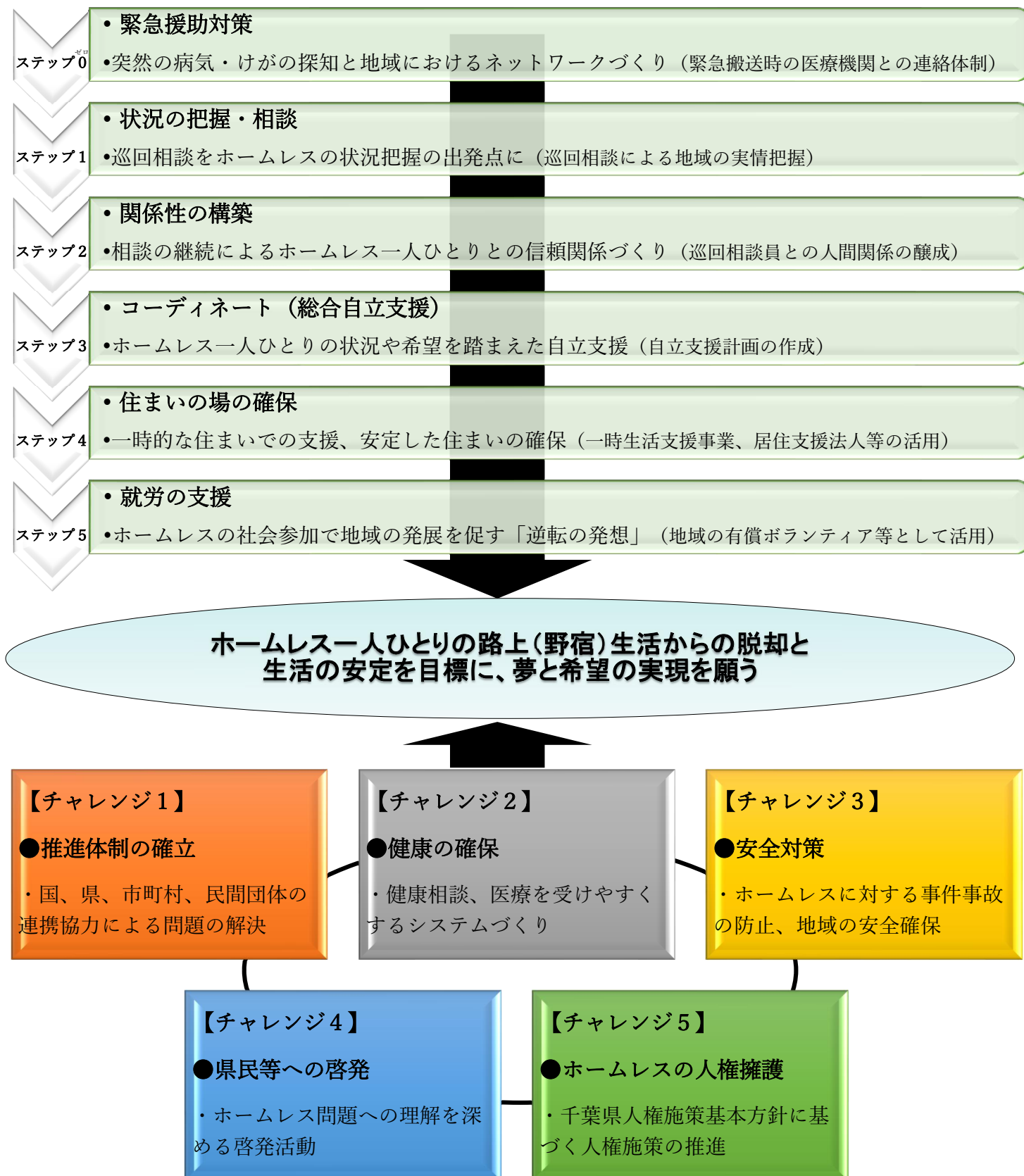
資 料 一 覧

- 1 千葉県ホームレス自立支援計画のイメージ
- 2 千葉県におけるホームレスの現状
- 3 千葉県内の無料低額診療事業者一覧（令和6年11月現在）
- 4 千葉県内市町村のホームレス支援事業担当部（局）課一覧
- 5 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 6 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
- 7 千葉県ホームレス自立支援推進会議構成団体
- 8 千葉県ホームレス自立支援計画の見直しに係る経過

『千葉県ホームレス自立支援計画』のイメージ

●自立支援のための3本の柱

- ・ホームレス対策の全体像を明らかにする。
- ・ホームレス一人ひとりの状況（段階）に応じた支援内容について、対策の流れ（ステップ）を構築する。
- ・全てのホームレス等に対して、横断的な施策（チャレンジ）を展開する。



2 千葉県におけるホームレスの現状

(1) ホームレスの数（ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査））

ホームレスの数の調査は平成19年以降、毎年1月に全国で一斉に巡回による目視調査が行われています。令和6年1月の調査でホームレスが確認された市町村数及びホームレスの数は、全国で217市区町村、2,820人※（平成31年調査では、全国275市区町村、4,555人）でした。

また、千葉県は全国で5番目に多く、121人（平成31年調査では、179人）でした。市町村別のホームレス数は次のとおりになります。

※能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県を除いた数値

第1表 市町村別ホームレス数

（単位：人）

市町村名	R6.1	H31.1	H25.1	市町村名	R6.1	H31.1	H25.1
千葉市	32	35	42	八街市	0	0	0
銚子市	0	0	2	印西市	1	0	2
市川市	22	38	81	白井市	0	0	1
船橋市	17	21	32	富里市	0	0	0
館山市	0	0	0	いすみ市	0	0	0
木更津市	3	2	9	匝瑳市	0	0	1
松戸市	13	27	41	南房総市	0	0	0
野田市	0	0	0	香取市	0	0	1
茂原市	0	0	1	山武市	0	0	0
成田市	0	0	2	大網白里市	0	0	0
佐倉市	0	1	1	酒々井町	0	0	0
東金市	0	0	0	栄町	0	0	0
旭市	0	0	0	神崎町	0	0	0
習志野市	8	16	21	多古町	0	0	0
柏市	5	4	7	東庄町	0	0	0
勝浦市	0	0	0	九十九里町	0	0	0
市原市	4	3	15	芝山町	0	0	0
流山市	3	7	9	横芝光町	0	0	0
八千代市	4	8	12	一宮町	0	0	0
我孫子市	0	1	1	睦沢町	0	0	0
鴨川市	0	0	0	長生村	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	白子町	0	0	0
君津市	0	0	2	長柄町	0	0	0
富津市	0	4	5	長南町	0	0	0
浦安市	7	10	23	大多喜町	0	0	0
四街道市	0	0	0	御宿町	0	0	0
袖ヶ浦市	2	2	5	鋸南町	0	0	0
平成25年1月調査計						316	
平成31年1月調査計						179	
令和6年1月調査計						121	

（令和6年1月調査内訳：男98、女12、不明11）

（２）ホームレスの生活実態（ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査））

ホームレスの生活実態については、令和３年１１月に、東京都２３区、政令指定都市及び令和３年１月調査（概数調査）において２０名以上のホームレス数の報告があった市において、個別面接による調査を実施し、１，１６９人から回答を得ました。

千葉県内では、千葉市と市川市において、２５人から回答を得ました。

以下、主な調査結果について、平成２８年及び平成２４年の調査との比較を交えて示します。

なお、平成２８年調査は、全国では、東京都２３区、政令指定都市（熊本市を除く。）及び平成２８年１月調査（概数調査）において３０名以上のホームレス数の報告があった市（１，４３５人回答）、千葉県内では、千葉市、市川市及び松戸市（３６人回答）において行われました。

また、平成２４年調査は、全国では、東京都２３区、政令指定都市（仙台市を除く。）及び平成２３年１月調査（概数調査）において５０名以上のホームレス数の報告があった市（１，３４１人回答）、千葉県内では、千葉市、市川市及び船橋市（３５人回答）において行いました。

ア 年齢

年齢分布では、６０歳代が最も多く、約半数を占めています。また、前回調査から平均年齢も上昇しており、高齢化がより一層進んでいます。全国でも同様に高齢化の傾向が見られます。

第２表 年齢分布

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
29 歳以下	0%	0%	0%	1.0%	0.6%	0.8%
30 歳以上 39 歳以下	0%	2.8%	0%	1.8%	2.8%	3.0%
40 歳以上 49 歳以下	0%	2.8%	8.1%	7.5%	8.9%	11.8%
50 歳以上 59 歳以下	17.4%	13.9%	35.1%	19.6%	22.0%	29.2%
60 歳以上 69 歳以下	47.8%	55.5%	43.3%	35.6%	46.0%	42.3%
70 歳以上 79 歳以下	34.8%	22.2%	13.5%	30.5%	18.2%	11.8%
80 歳以上	0%	2.8%	0%	3.9%	1.5%	1.1%
平均年齢	65.9 歳	63.7 歳	60.6 歳	63.6 歳	61.5 歳	59.3 歳

イ 路上（野宿）生活の状況

①場所

県内では、路上（野宿）生活の場所が一定の場所に決まっている者の割合が9割を超えており、具体的な場所としては、前回と同じく公園や河川敷が多くなっています。

全国では、路上（野宿）生活の場所が一定の場所に決まっている者の割合に大きな変化は見られません。

第3表 路上（野宿）生活の場所が一定の場所に決まっている者の場所

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
公園	41.7%	29.4%	28.9%	27.4%	33.0%	28.2%
道路	8.3%	14.7%	7.9%	15.3%	15.3%	15.9%
河川敷	16.7%	32.4%	34.2%	24.8%	26.3%	29.0%
駅舎	0%	5.9%	0%	9.4%	9.7%	9.4%
その他	33.3%	17.6%	28.9%	23.1%	15.7%	17.5%
一定の場所に決まっている者の割合	92.3%	94.4%	100%	79.5%	77.5%	83.2%

②期間

今回の路上（野宿）生活をしてからの期間が10年以上の割合は半数を超えており、期間の長期化が進んでいます。

全国でも10年以上の割合が増加しており、同じような傾向が見られます。

第4表 今回の路上（野宿）生活をしてからの期間

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
1 年未満	7.7%	5.6%	2.7%	20.3%	22.2%	20.3%
1 年以上 3 年未満	0%	8.3%	21.6%	11.4%	12.2%	17.7%
3 年以上 5 年未満	7.7%	16.7%	8.0%	9.2%	10.5%	15.8%
5 年以上 10 年未満	30.8%	16.7%	13.5%	19.1%	20.5%	20.2%
10 年以上	53.8%	52.8%	54.0%	40.0%	34.6%	26.0%
5 年以上の者の割合	84.6%	69.5%	67.5%	59.1%	55.1%	46.2%

③仕事

県、全国の両方において、仕事をしている者の割合は年を追うごとに減少しています。仕事の種類では、廃品回収の割合が減少しており、建設日雇の占める割合が増加しています。

第5表 収入のある仕事をしている者の仕事の種類（複数回答可）

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
建設日雇	33.3%	4.2%	3.8%	11.4%	12.0%	9.0%
廃品回収	33.3%	70.8%	76.9%	66.4%	70.8%	77.7%
運輸日雇	0%	0%	7.7%	2.1%	1.8%	2.7%
その他	33.3%	29.2%	11.5%	25.7%	27.6%	21.0%
仕事をしている者の割合	38.5%	66.7%	68.4%	48.9%	55.6%	60.4%

④仕事による収入

収入月額が5万円以上10万円未満の者と10万円以上の者の割合が最も多く、県、全国の両方において、収入月額が5万円以上10万円未満の者の割合が増加傾向であるとともに、3万円未満の者の割合は減少しています。

第6表 収入月額

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
5 千円未満	0%	8.3%	7.7%	2.6%	4.3%	7.4%
5 千円以上 1 万円未満	0%	4.2%	7.7%	3.4%	5.5%	5.8%
1 万円以上 3 万円未満	0%	41.6%	30.8%	18.7%	30.7%	34.8%
3 万円以上 5 万円未満	0%	29.2%	30.8%	27.5%	33.6%	30.8%
5 万円以上 10 万円未満	50.0%	12.5%	15.4%	30.7%	18.5%	15.1%
10 万円以上	50.0%	4.2%	7.7%	17.2%	7.4%	6.1%
3 万円以上の者の割合	100.0%	45.8%	53.8%	75.4%	59.5%	52.0%

ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

①理由

路上（野宿）生活になった理由として「家賃が払えなくなった」、「仕事が減った」が上位を占めています。全国では「仕事が減った」と「倒産・失業」が上位であり、同程度の割合を占めています。

第7表 今回の路上（野宿）生活をするようになった主な理由（複数回答可）

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
倒産・失業	16.7%	33.3%	52.6%	22.9%	26.1%	27.1%
仕事が減った	50.0%	11.1%	28.9%	24.5%	26.8%	34.0%
病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	16.7%	27.8%	13.2%	14.3%	16.9%	19.8%
家賃が払えなくなった	50.0%	13.9%	10.5%	13.2%	11.0%	16.9%
ホテル代等が払えなくなった	0%	0%	0%	5.3%	4.2%	4.8%
家庭内のいざこざ	0%	5.6%	5.3%	7.9%	7.4%	7.2%
飲酒、ギャンブル	8.3%	11.1%	5.3%	6.9%	8.9%	7.6%
その他	33.3%	61.1%	21.1%	64.0%	47.8%	54.3%

②仕事

千葉県・全国ともに路上（野宿）生活の直前の職業として「建設・採掘従事者」が最も多くの割合を占めています。千葉県では、「運搬・清掃作業・包装等従事者」の割合が増加しています。

第8表 路上（野宿）生活をする前に従事していた職業

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
管理的職業従事者	0%	0%	0%	1.2%	1.1%	0.6%
事務従事者	0%	2.8%	0%	2.0%	1.7%	1.4%
販売従事者	0%	5.7%	2.6%	6.0%	4.1%	5.3%
サービス職業従事者	0%	14.3%	10.5%	7.5%	7.9%	7.8%
保安職業従事者	0%	0%	2.6%	3.9%	2.3%	2.6%
生産工程従事者※	8.3%	8.6%	15.8%	12.9%	13.0%	14.6%
輸送、機械運転従事者	8.3%	2.8%	13.2%	5.2%	4.0%	5.4%
運輸、通信従事者						
建設・採掘従事者	50.0%	54.3%	39.5%	36.3%	48.2%	46.2%
運搬・清掃作業・包装等従事者	25.0%	2.9%	10.5%	9.6%	8.9%	7.9%
清掃作業・廃品回収						
その他	8.3%	8.6%	5.3%	12.4%	8.8%	8.2%

※ 平成19年調査では「生産工程・製造作業者」

③雇用形態

路上（野宿）生活の直前の職業における雇用形態では、常勤職員・従業員（正社員）が最も多く、「日雇」、「臨時・パート・アルバイト」と続いています。全国では「日雇」と「臨時・パート・アルバイト」の順位に変動はあるものの、同様の傾向が見られます。

第9表 路上（野宿）生活をする前に従事していた職業における立場

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
経営者・会社役員	0%	2.9%	0%	2.2%	2.1%	1.2%
自営・家族従業者	8.3%	0%	0%	4.8%	4.7%	5.1%
常勤職員・従業員（正社員）	50.0%	50.0%	63.2%	45.8%	40.4%	42.0%
臨時・パート・アルバイト	16.7%	20.6%	13.2%	23.2%	24.1%	24.0%
日雇	25.0%	26.5%	18.4%	20.7%	26.7%	25.8%
その他	0%	0%	5.3%	3.3%	2.0%	1.9%

エ 健康状態

千葉県・全国ともに、回答者の約2～3割が身体の不調を訴えています。千葉県では、前回と比較して市販薬で対応する割合が減少し、特段なにも対処していない者が増加しています。

第10表 体調不良への対応

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
通院	0.0%	0.0%	28.6%	20.0%	25.8%	18.8%
市販薬	0.0%	25.0%	14.3%	16.5%	13.3%	17.7%
何もしていない	100.0%	75.0%	57.1%	63.5%	60.9%	63.5%
身体の不調を訴える者	23.1%	25.0%	18.4%	34.9%	27.1%	26.7%

オ 福祉制度等の利用状況

①生活保護制度

千葉県では、生活保護制度を利用したことのある者の割合は1割程度です。全国では生活保護を利用したことのある者の割合に大きな変化は見られません。

第11表 生活保護制度の利用

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
利用したことのある者	7.7%	22.9%	28.9%	32.7%	32.9%	25.3%

②巡回相談員

今回、調査を実施した千葉市と市川市では巡回相談事業を実施しており、巡回相談員に会ったことがある者の割合は100%となっています。全国では巡回相談員に会ったことがある者の割合は減少しています。

第12表 巡回相談員への相談状況

	千葉県			全国		
	R3年調査	28年調査	24年調査	R3年調査	28年調査	24年調査
会ったことがあり、相談した	76.9%	62.9%	97.4%	29.5%	47.0%	38.6%
会ったことはあるが、相談したことはない	23.1%	37.1%	2.6%	49.4%	42.9%	39.7%
会ったことはない	0%	0%	0%	21.1%	10.3%	21.7%
会ったことがある者	100%	100%	100%	78.9%	89.7%	78.3%

カ 自立について

①今後の希望

今後の希望については、「今のままでよい（路上（野宿）生活）」を望む者の割合が約半数を占めており、全国ではその割合が増加しています。

第13表 望んでいる生活

	千葉県			全国		
	R3年調査	28年調査	24年調査	R3年調査	28年調査	24年調査
アパートに住み、就職して自活 ※1	7.7%	8.6%	27.0%	17.5%	21.7%	26.3%
寮付の仕事で自活※3	0%	8.6%	0%	2.4%	2.9%	2.3%
アルミ缶回収など都市雑業的な仕事						
就職不可のため福祉を利用して生活	0%	14.3%	8.1%	7.6%	10.1%	11.5%
アパートで福祉の支援を受けながら軽就労 ※2	15.4%	8.6%	13.5%	12.0%	12.8%	11.9%
入院したい	0%	0%	0%	0.2%	0.3%	0.7%
家族の元に戻りたい ※3	0%	0%	0%	1.0%	1.7%	1.2%
今のままでよい（路上（野宿）生活）	46.1%	57.1%	32.5%	40.9%	35.3%	30.4%
わからない	15.4%	2.8%	16.2%	8.3%	7.0%	8.2%
その他	15.4%	0%	2.7%	10.1%	8.3%	7.5%

※ 1 平成19年調査では「きちんと就職して働きたい」

※ 2 平成19年調査では「行政から支援を受けながらの軽い仕事」

※ 3 平成24年調査からの新項目

②求職活動

前回よりも「求職活動を実施している」という者の割合が低くなり、「今も求職活動をしていないし、今後も予定はない」という者の割合が高くなっています。全国でも同様の傾向が見られます。

第 1 4 表 求職活動

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
求職活動を実施している	0%	2.9%	5.4%	8.4%	11.4%	13.7%
今は求職活動をしていないが、今後、する予定	7.7%	11.4%	29.7%	16.1%	16.0%	22.4%
今も求職活動をしていないし、今後も予定はない	92.3%	85.7%	62.1%	75.5%	72.6%	63.9%

キ 家族・親族関係

①結婚

全国では結婚していた者の割合は年々減少している一方、千葉県では前回と比較して増加しています。

第 1 5 表 結婚

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
結婚していた者	44.4%	15.2%	42.1%	30.9%	34.5%	39.9%

②家族・親族との連絡

連絡が途絶えている者の割合は増加しており、全国でも同じような傾向が見られます。

第 1 6 表 連絡状況

	千葉県			全国		
	R3 年調査	28 年調査	24 年調査	R3 年調査	28 年調査	24 年調査
この 1 年間に家族・親族との連絡が途絶えている者	100.0%	92.0%	81.6%	78.9%	78.5%	77.9%

ク 要望・意見

調査の際、自由回答で尋ねた要望・意見で、行政に対する主な要望・意見は次のとおりでした。

〈仕事関連〉

- ・ 清掃の仕事をしたい。

〈住居関連〉

- ・ アパート生活をしたい。
- ・ ホームレスの生活には不安がいっぱいあり、生活保護を受けてアパート生活をしたい。

〈健康関連〉

- ・ 病気になるのが心配。

〈食事関連〉

- ・ 日々の食事に一番関心がある。
- ・ 特に冬、温かい食料の提供があればいい。

〈その他〉

- ・ 特になし

3 千葉県内の無料低額診療事業者 一覧表

令和6年11月1日現在

番号		施 設 名	郵便番号	所 在 地	電 話	(設置主体)	認可年月日 (開始年月日)
						経 営 主 体	
1	県 所 管	九十九里ホーム病院	289-2147	匝瑳市飯倉21	0479(72)1131	(福) 九十九里ホーム	S27.04.01
2		千葉県済生会習志野病院	275-8580	習志野市泉町1-1-1	047(473)1281	(福) 恩賜財団済生会支部 千葉県済生会	H13.06.01
3		聖隷佐倉市民病院	285-8765	佐倉市江原台2-36-2	043(486)1151	(福) 聖隷福祉事業団	H16.03.31
4		東葛病院	270-0153	流山市中102-1	04(7159)1011	(医) 東京勤労者医療会	H22.09.01
5		東葛病院附属診療所	270-0174	流山市下花輪409-6	04(7158)7710	(医) 東京勤労者医療会	H22.09.01
6		市川市民診療所	272-0032	市川市大洲4-10-21	047(376)2788	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
7		かまがや診療所	273-0112	鎌ヶ谷市東中沢1-15-61	047(446)3611	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
8		いちはら協立診療所	290-0051	市原市君塚2-17-7	0436(23)9201	(医) かずさ勤労者医療協会	H23.02.01
9		新松戸診療所	270-0034	松戸市新松戸4-2-2	047(343)9271	(医) 東京勤労者医療会	H23.10.01
10		岡永歯科	272-0015	市川市鬼高3-11-9	047(376)3503	岡永歯科	H24.04.01
11		安房地域医療センター	294-0014	館山市山本1155	0470(25)5111	(福) 太陽会	H24.11.19
12		八千代有床診療所	276-0040	八千代市緑が丘西3-13-21	047(411)6020	(医) 真温会	H25.12.01
13		東葛飾病院附属 流山セントラルパーク駅前診療所	270-0152	流山市前平井155わかばビル2階	04(7157)0100	(医) 東京勤労者医療会	H28.05.01
14		スマイル歯科医院	270-0031	松戸市横須賀2-22-4	047(702)3531	スマイル歯科医院	H30.08.01
15		野田南部診療所	278-0022	野田市山崎1737-2	04(7121)0171	(医) 東京勤労者医療会	R2.06.17
16	千 葉 市	千葉健生病院	262-0032	千葉市花見川区幕張町5-392-4	043(272)1211	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
17		千葉健生病院附属まくはり診療所	262-0032	千葉市花見川区幕張町5-392-3	043(272)1081	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
18		北部診療所	263-0016	千葉市稲毛区天台3-4-5	043(251)8131	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
19		花園診療所	262-0025	千葉市花見川区花園2-8-23	043(272)7200	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
20		稲毛診療所	261-0005	千葉市美浜区稲毛海岸4-11-3	043(241)6961	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
21		しょうじゅクリニック	261-0001	千葉市美浜区幸町2-12-1	043(203)5066	(福) 兼愛会	H28.08.01
22	船 橋 市	船橋二和病院	274-0805	船橋市二和東5-1-1	047(448)7111	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.15
23		船橋二和病院附属ふたわ診療所	274-0805	船橋市二和東3-16-1	047(448)7660	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.15
24		南浜診療所	273-0004	船橋市南本町6-5	047(431)3717	(医) 千葉県勤労者医療協会	H23.02.15

4 千葉県内市町村のホームレス支援事業担当部（局）課 一覧

市町村名	担当部（局）課名	電話番号	郵便番号	所在地
千葉市	保健福祉局 保護課	043-245-5188	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1
銚子市	社会福祉課 社会福祉室	0479-24-8195	288-8601	銚子市若宮町1-1
市川市	福祉部 地域共生課	047-712-8547	272-8501	市川市八幡1-1-1
船橋市	福祉サービス部 地域福祉課	047-436-2314	273-8501	船橋市湊町2-10-25
館山市	健康福祉部 社会福祉課	0470-22-3491	294-8601	館山市北条1145-1
木更津市	福祉部 福祉相談課	0438-23-6716	292-8501	木更津市朝日3-10-19 木更津市役所朝日庁舎
松戸市	福祉長寿部 福祉政策課 地域福祉担当室	047-366-3019	271-8588	松戸市根本387-5
野田市	福祉部 生活支援課	04-7125-1111	278-8550	野田市鶴奉7-1
茂原市	福祉部 社会福祉課	0475-23-2111	297-8511	茂原市道表1
成田市	福祉部 社会福祉課	0476-22-1111	286-8585	成田市花崎町760
佐倉市	福祉部 社会福祉課	043-484-1111	285-8501	佐倉市海隣寺町97
東金市	市民福祉部 社会福祉課	0475-50-1166	283-8511	東金市東岩崎1-1
旭 市	社会福祉課	0479-62-1212	289-2595	旭市二2132
習志野市	健康福祉部 生活相談課	047-453-9205	275-8601	習志野市鷺沼2-1-1
柏市	福祉部 生活支援課	04-7167-1138	277-8505	柏市柏5-10-1
勝浦市	福祉課	0470-73-6621	299-5292	勝浦市新官1343-1
市原市	保健福祉部 生活福祉第1課	0436-22-1111	290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1
流山市	健康福祉部 社会福祉課	04-7150-6079	270-0192	流山市平和台1-1-1
八千代市	健康福祉部 福祉総合相談課	047-483-1151	276-8501	八千代市大和田新田312-5
我孫子市	健康福祉部 社会福祉課	04-7185-1111	270-1192	我孫子市我孫子1858
鴨川市	市民福祉部 福祉課	04-7093-7112	296-0033	鴨川市八色887-1
鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課	047-445-1298	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
君津市	福祉部 厚生課	0439-56-1175	299-1192	君津市久保2-13-1
富津市	健康福祉部 社会福祉課	0439-80-1259	293-8506	富津市下飯野2443
浦安市	福祉部 社会福祉課	047-712-6641	279-8501	浦安市猫実1-1-1
四街道市	福祉サービス部 社会福祉課	043-421-2111	284-8555	四街道市鹿渡無番地
袖ヶ浦市	福祉部 地域福祉課	0438-62-2111	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1

千葉県内市町村のホームレス支援事業担当部（局）課 一覧

市町村名	担当部（局）課名	電話番号	郵便番号	所在地
八街市	福祉部 社会福祉課	043-443-1622	289-1192	八街市八街ほ35-29
印西市	福祉部 社会福祉課	0476-42-5111	270-1396	印西市大森2364-2
白井市	福祉部 社会福祉課	047-497-3492	270-1492	白井市復1123
富里市	健康福祉部 生活支援課	0476-93-4193	286-0292	富里市七栄652-1
南房総市	保健福祉部 社会福祉課	0470-36-1151	294-8701	南房総市谷向100
匝瑳市	福祉課（福祉事務所）	0479-73-0096	289-2198	匝瑳市八日市場ハ793-2
香取市	福祉健康部 社会福祉課	0478-54-1111	287-8501	香取市佐原口2127
山武市	保健福祉部 社会福祉課	0475-80-2616	289-1392	山武市殿台296
いすみ市	福祉課	0470-62-1117	298-8501	いすみ市大原7400-1
大網白里市	社会福祉課	0475-70-0302	299-3292	大網白里市大網115-2
酒々井町	健康福祉課	043-496-1171	285-8510	印旛郡酒々井町中央台4-11
栄町	福祉・子ども課	0476-33-7707	270-1592	印旛郡栄町安食台1-2
神崎町	保健福祉課	0478-72-1603	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿96
多古町	保健福祉課	0479-76-3185	289-2241	香取郡多古町多古2848
東庄町	健康福祉課	0478-80-3300	289-0612	香取郡東庄町石出2692-4
九十九里町	社会福祉課	0475-70-3106	283-0195	山武郡九十九里町片貝4099
芝山町	福祉課	0479-77-3914	289-1692	山武郡芝山町小池992
横芝光町	福祉課	0479-84-1257	289-1793	山武郡横芝光町宮川11902
一宮町	福祉健康課	0475-42-1431	299-4396	長生郡一宮町一宮2457
睦沢町	福祉課	0475-44-2504	299-4492	長生郡睦沢町下之郷1650-1
長生村	福祉課	0475-32-2112	299-4394	長生郡長生村本郷1-77
白子町	健康福祉課 福祉係	0475-33-2113	299-4292	長生郡白子町関5074-2
長柄町	福祉課	0475-35-2414	297-0298	長生郡長柄町桜谷712
長南町	福祉課 福祉児童係	0475-46-2116	297-0192	長生郡長南町長南2110
大多喜町	健康福祉課 社会福祉係	0470-82-2168	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜93
御宿町	保健福祉課	0470-68-2511	299-5192	夷隅郡御宿町須賀1522
鋸南町	保健福祉課	0470-50-1171	299-1902	安房郡鋸南町保田560

5 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）
- 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）
- 第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
 - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

（財政上の措置等）

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（公共の用に供する施設の適正な利用の確保）

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

（民間団体の能力の活用等）

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

（国及び地方公共団体の連携）

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ホームレスの実態に関する全国調査）

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二一日法律第六八号）

この法律は、公布の日から施行する。

6 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

(令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)

目次

第1 はじめに

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

2 ホームレス自立支援施策の現状

第3 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

2 各課題に対する取組方針

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

4 総合的かつ効果的な推進体制等

5 本基本方針のフォローアップ及び見直し

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

1 手続についての指針

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

3 その他

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立し、平成29年6月に期限が10年間延長されたホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国の責務として当該目標に関する総合的な施策の策定及び実施を、地方公共団体の責務として当該目標に関する当該地方公共団体の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年7月、20年7月、25年7月及び30年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定してきた。地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、路上等におけるホームレスの数については、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、大幅に減少してきている。一方で、令和3年11月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によれば、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められるとともに、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層の存在も見受けられる。

また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行された。

ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から、困窮者支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給、同条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）等を実施している。

困窮者支援法は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護の受給者以外に対して包括的かつ早期の支援を提供するものであることから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（以下「ホームレス等」という。）も含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ、生活保護の受給により居住場所等の確保に至るまでの間、又は就労等による自立や地域において日常生活が継続可能となるまでの間は、一時生活支援事業をはじめとした就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援が必要である。

本基本方針は、法第8条第1項の規定に基づき、高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等のホームレスの状況の変化、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえつつ、困窮者支援法に基づく支援が、今後もよりその効果を発揮するために、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレス等の自立を積極的に促すとともに、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援を推進し、地域社会におけるホームレス等に関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成15年より年1回、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については、平成15年、19年、24年、28年及び令和3年の概ね5年ごとに、抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を、それぞれ実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、令和5年1月時点で3,065人（令和5年概数調査）となっており、平成15年1月時点の25,296人（平成15年概数調査）と比べて、22,231人（87.9%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で888人（平成15年概数調査においては、7,757人）、次いで東京都で661人（同6,361人）となっており、この両都府で全国の約半数を占めている。さらに、市区町村別では、全1,741市区町村のうち234市区町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上であったのは1自治体（平成30年概数調査においては1自治体）、100人以上であったのは4自治体（同7自治体）であるのに対し、10人未満であったのは189自治体（同228自治体）と、全体の約5分の4を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、令和3年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市及び令和3年概数調査において20人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

① 年齢

ホームレスの平均年齢は63.6歳（平成28年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの、61.5歳）であり、年齢分布については65歳以上が54.4%（同42.8%）となっており、ホームレスの高齢化がより一層進んでいる。

② 路上（野宿）生活の状況

(ア) 寝場所については、定まっている者が79.5%であり、このうち、「公園」が最も多く27.4%、次いで「河川」が24.8%となっている。これを路上（野宿）生活期間別にみると、路上（野宿）生活期間が長いほど一定の場所に定まっている割合が高くなる傾向にある。また、具体的な寝場所としては、公園が全般的に多いが、1年以上の者では河川の割合が高くなる傾向にある。

(イ) 路上（野宿）生活期間については、3年未満が31.7%であるのに対し、5年以上は59.1%（10年以上は40.0%）となっている。これを年齢階層別にみると、年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が49.4%となっている。

今回の調査における路上（野宿）生活の継続状況については、ずっと路上（野宿）生活をしていた者の割合が64.4%となっている一方で、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層も一定数存在していることが見受けられる。

(ウ) 仕事の状況については、全体の48.9%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が66.4%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、5万円以上10万円未満が30.7%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が27.5%となっており、平均収入月額は約5.8万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても49.9%が収入のある仕事をしている。年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向の背景には、このように、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていること、一定の場所に決まって起居していることで生活が一定程度安定していること等もあるものと考えられる。

③ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が36.3%、製造業関係の仕事が12.9%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が45.8%と大きな割合を占め、「臨時・パート・アルバイト」が23.2%、「日雇」が20.7%となっている。

また、路上（野宿）生活となった理由としては、「仕事が減った」が24.5%、「倒産・失業」が22.9%、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が18.9%となっている。これを年齢階層別にみると、若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）においては、仕事関係以外の理由として「家庭関係の悪化」が16.4%（全年齢階層では7.9%）、「家族との離別・死別」が9.8%（全年齢階層では8.5%）とやや高くなっており、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

④ 健康状態

現在の健康状態については、「あまりよくない・よくない」と答えた者が34.9%であり、このうち治療等を受けていない者が63.5%となっている。具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が25.7%、「腰痛」が24.8%となっている。また、「よく眠れない日が続いた」が16.2%、「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が6.6%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる者も一定程度みられた。

⑤ 福祉制度等の利用状況

(ア) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがあり相談をしたことがある者は29.5%、会ったことはあるが相談したことはない者は49.4%となっている。

また、緊急的な一時宿泊場所である生活困窮者一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）や一時生活支援を知っており利用したことがある者は21.9%であり、知っているが利用したことがない者は47.3%となっている。また生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）を知っており利用したことがある者は13.3%であり、知っているが利用したことがない者は55.5%となっている。なお、路上生活期間が短いほど、また、30歳以上では年齢階層は低いほど、これらの福祉制度を利用したことがある者の割合は高くなる傾向がある。

また、過去に自立支援センターの利用経験がある者の退所理由をみると、就労退所が19.0%（「会社の寮、住み込み等による就労退所」及び「アパートを確保しての就労退所」がそれぞれ9.5%）、生活保護の適用による入院、居宅の確保による退所が14.9%となっている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った理由については、「仕事の契約期間が満了した」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」など、多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く49.1%を占め、次いで「巡回・見守り」が37.3%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く41.0%となっている。

⑥ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」が最も多く40.9%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」が17.5%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が12.0%となっている。

年齢層が低いほど「アパートに住み、就職して自活したい」の割合が高くなる傾向にあるが、年齢層が高いほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」の割合が高くなる傾向にあり、65歳以上の者ではその割合は50.5%となっている。また、路上（野宿）生活期間別でみると、路上生活が長くなるほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」と回答する者の割合が高くなる傾向にあり、3年以上の者ではその割合は52.5%となっている。

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が29.0%、「アルミ缶、雑誌集め等の仕事があるので暮らしていける」が24.5%となっている。

また、自立支援センターやシェルターの利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上（野宿）生活を維持することを希望する傾向が高い。

⑦ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は67.4%を占めているものの、このうち、令和2年11月から令和3年10月までの1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者は78.9%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は62.2%であり、金融機関等に借金がある者は13.2%であった。

⑧ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、住居関連が30.8%と最も多く、次いでその他の生活関連が22.5%となっている。

⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上（野宿）生活を行うようになった割合は調査対象（令和3年生活実態調査において路上（野宿）生活期間が3年未満の者に限る。）の6.3%であった。このうち、43.2%は仕事が減ったことが、21.6%は倒産や失業が原因となっていた。

2 ホームレス自立支援施策の現状

ホームレス自立支援施策については、公共職業安定所による職業相談や求人開拓、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者をいう。以下同じ。）や一時生活支援事業を実施する事業者による就労支援や健康相談、保健所等の関係機関と連携した医療の確保、生活保護法による保護等の一般施策を実施している。このほか、特にホームレス等を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業及び技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。

第3 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、令和3年生活実態調査においては、平成28年生活実態調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、路上と終夜営業の店舗等の屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

(2) 総合的なホームレス自立支援施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。

そのほか、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。

また、ホームレスに加え、路上と終夜営業の店舗や知人宅等の屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者についても、困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援する必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス自立支援施策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い地方公共団体においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない地方公共団体においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス自立支援施策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレス等も含む生活困窮者を対象に、全ての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心として、生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度と連携し包括的な支援を恒久的に提供するものである。

平成29年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス自立支援施策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレス等の実情を踏まえ、一時生活支援事業にも積極的に取り組むとともに、住宅セーフティネット法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用した関係者間の連携を図ることによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

(5) 各事業を提供する施設の概要

① 自立支援センター

自立支援センターは、法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。困窮者支援法に基づき、ホームレスを含め生活困窮者を広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々人の状態にあった計画を作成し、自立相談支援事業と一時生活支援事業と

を一体的に提供することを目的として運営されるものである。

② シェルター

シェルターは、法の趣旨に基づき、緊急一時的な宿泊場所を提供する施設である。困窮者支援法に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置又は旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるものである。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体と連携しつつ、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

- ① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。
- ② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓や求人情報等を収集するとともに、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。
- ③ ホームレスの就業ニーズを的確に捉えることができるように、自立支援センター等において、年齢や路上（野宿）生活期間等の特性を踏まえ、キャリアコンサルティングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

- ④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。
- ⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。
- ⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等により就業機会を増大させ、安定雇用に資することを目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。
- ⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、

社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、困窮者支援法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、困窮者支援法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促し、一般就労をする前にまずは柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

(2) 安定した居住の場所の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、(5) ①に掲げるホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等に努めるとともに、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。

このため、国、地方公共団体及び住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）等の民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

- ① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労機会を確保するとともに、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。入居に当たっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮する。また、地方公共団体において、居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。
- ② ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、居住支援協議会の設立の促進等を通じ、民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進する。
- ③ ホームレス等のうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活になることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。
- ④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要である。このため、困窮者支援法第3条第6項第2号に規定する事業（以下「地域居住支援事業」という。）や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

あわせて、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうちシェルター事業の実施を

前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする運用見直しを行い、居住支援の強化を図る。

(3) 保健及び医療の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談や保健指導等による健康対策、結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等を包括的に行うことができる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核の罹患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において保健所や医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

- ① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。
- ② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。
- ③ 保健所等は、結核に罹患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。
- ④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

(4) 生活に関する相談及び指導（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

- ① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第38条第2項に規定する救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

- ② ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が良くないケースが多く、身体面はもちろ

ん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として、身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。

- ③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて、福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

- ④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じて、シェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を実施する機関等の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

- (5) ホームレス自立支援事業その他のホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業（法第8条第2項第2号関係）

- ① ホームレス自立支援事業

ホームレス自立支援事業は、自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施し、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的としており、以下のような支援を行う必要がある。

- (ア) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。
- (イ) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。
- (ウ) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。
- (エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。

また、自立支援センターの利用期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社

会から孤立した状態にあるものが日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要である。このため、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

- (オ) ホームレス自立支援事業については、市町村だけでなく、都道府県も実施主体としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。
- (カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。
- (キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適應、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレス等の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。その際、その特性により、社会的な偏見や差別を受け、弱い立場に置かれやすい者に対しては、特に配慮を行うものとする。

- (ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレス等に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

- (イ) 医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。
- (ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ信頼関係の構築を図り、必要な支援が利用できるよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努めることが必要である。また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービス

を受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施する。

- (エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。
 - (オ) 女性のホームレス等に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行う。また、必要に応じて、婦人相談所（令和6年4月より「女性相談支援センター」）や婦人保護施設（令和6年4月より「女性自立支援施設」）等の関係施設とも十分連携する。
 - (カ) 性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行うものとする。
 - (キ) 配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行う。
 - (ク) 債務や滞納等を抱えているホームレス等については、家計の視点からの専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。
 - (ケ) 上記以外にも、ホームレス等は様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。
- (6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援（法第8条第2項第3号関係）

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に、生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

- ① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢や路上（野宿）生活期間等の特性を踏まえ、キャリアコンサルティングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

- ② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。

また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。

- ③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

- ④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活になることのないように配慮する。
- ⑤ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上（野宿）生活になることのないよう、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。
- (7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施（法第8条第2項第4号関係）
- ① ホームレスに対し緊急に行うべき援助
- ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が良くない者が存在し、このような者に対しては、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。
- (ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。
- 福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。
- (イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、日常生活支援住居施設（生活保護法第30条第1項ただし書に規定するものをいう。以下同じ。）、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う施設等を活用して適切な支援を行う。
- (ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。
- ② 生活保護法による保護の実施
- ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。
- この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。
- (ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。
- (イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するため

の支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護（法第8条第2項第4号関係）

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

- ① ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。
- ② 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。
- ③ 一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善（法第8条第2項第4号関係）

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

- ① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
- ② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保（法第8条第2項第4号関係）

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

- ① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。
- ② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。
- ③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携（法第8条第2項第5号関係）

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

- ① 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、民間団体等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

- ② 地方公共団体は、民間団体等に対して実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。

- ③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) (1)から(11)までのほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項（法第8条第2項第6号関係）

- ① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。

ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題として捉える必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活になることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進する必要がある。このため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応する。

- ② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活になる者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、失業、離職、減収、疾病で働けなくなったこと、家族関係の悪化等によりホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増

加を防止することが重要である。具体的には、地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国は、ホームレスの自立支援施策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別的かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない又は策定過程にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体においてホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレス等の生活実態を把握し、ホームレス等にとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、居住支援法人等の民間団体は、ホームレス等に対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレス等に対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、民間団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努め

るものとする。

5 本基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については、以下のとおり見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の適用期間は、この告示の日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 本基本方針の見直しに当たっては、適用期間の満了前に本基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うとともに、地方公共団体や民間団体が実施した調査等の結果も参考とするものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3) 本基本方針の見直しに当たっては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）による意見公募手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 実施計画策定前の手続

① 現状や問題点の把握

実施計画の策定に当たっては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

② 基本目標

①の現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

③ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体など、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げるホームレス自立支援施策の推進に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に当たっては、1(2)③及び1(3)①により、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針のほか、区域内の市町村が実施計画を策定するに当たって留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

7 千葉県ホームレス自立支援推進会議 構成団体

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
一般社団法人 千葉県社会福祉士会
千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
千葉労働局職業安定部訓練課
千葉市保健福祉局保護課
市川市福祉部地域共生課
一般社団法人 千葉県居住支援法人協議会
特別非営利活動法人 socialmate
一般社団法人 マザーズ・コンフォート
いんば中核地域生活支援センターすけっと
学識経験者

8 千葉県ホームレス自立支援計画の見直しに係る経過

年 月 日	内 容
令和6年9月3日	第1回千葉県ホームレス自立支援推進会議
令和6年11月12日	第2回千葉県ホームレス自立支援推進会議
令和7年1月9日	ホームレス自立支援計画改定案への市町村に対する 意見照会
令和7年1月10日	ホームレス自立支援計画改定案のパブリックコメント 募集
令和7年3月12日	千葉県ホームレス自立支援計画（令和6年度改定版） 策定